

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

事業名 **新**飛騨牛宅配輸出モデル構築支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産物流通課 輸出戦略係 電話番号：058-272-1111 (内 2896)

E-mail：c11444@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,000 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000
決定額	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

シンガポールについては、日本産牛肉を個人消費用に限り携帯品(お土産)として持ち出すことができる「食肉の簡易検疫制度」の適用を世界で唯一認めている。

新型コロナ発生前までは、シンガポールからの旅行客を対象に、観光地である高山市内の食肉販売店などで本制度が活用されていたが、新型コロナの感染拡大により旅行客は皆無となり、実質、お土産としての輸出はストップしている。

こうした中、農林水産省を通じシンガポール政府の見解を確認したところ、本制度は携帯品(お土産)に限らず、個人消費用の宅配による持ち込みにも適用される旨が確認できたことから、インバウンドの回復を待つことなく、宅配輸出の取組みを進める必要がある。

なお、県内食肉販売事業者からは、コロナ禍にあっても本県の代表ブランドである飛騨牛の海外展開は重要で、宅配輸出はぜひ挑戦していきたいとの声が寄せられている。

<食肉の簡易検疫制度 概要>

【輸出条件】

- ・一人当たり 5k g 以下であること
- ・個人消費用であること
- ・日本産の牛であること
- ・日本国内で市販されている商品であること

【簡易証明書の交付手続き】

- ① 食肉販売事業者が最寄りの動物検疫所に要請
- ② 動物検疫所による現物検査
- ③ 動物検疫所から食肉販売事業者への簡易証明書の交付
- ④ 食肉販売事業者による販売商品への簡易証明書の貼付

(2) 事業内容

コロナ禍における新たな流通モデルとして「食肉の簡易検疫制度」を活用した宅配輸出の取組を支援する。

[対象者] 食肉販売事業者 ※動物検疫所から簡易検疫証明書が交付されている事業者

[補助率] 1/2 以内 上限 1,500 千円以内

[期間] 3 年以内

(3) 県負担・補助率の考え方

県産農産物の輸出促進及び販路拡大は県の重要施策であり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,000	事業者あたり 1,500 千円 × 2 事業者
合計	3,000	

決定額の考え方

財源については県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金を充当します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略（H31 年 3 月策定）
3 (1) ④ 「ぎふブランド」づくり（情報発信・販路拡大）
- ・新たな「ぎふ農業・農村基本計画」（R3 年 3 月策定）
(3) ぎふ農畜水産物のブランド展開 ① 輸出拡大の強化

(2) 国・他県の状況

国においては、農林水産物・食品の輸出額 5 兆円を目指すとした「食料・農業・農村基本計画」（R2 年 3 月）を策定する等、国全体での輸出促進への取組をさらに加速している。

(3) 後年度の財政負担

県産農産物の輸出対策の重要性は年々増している。宅配輸出モデルの構築には 3 年程度の期間が必要である。

(4) 事業主体及びその妥当性

宅配輸出が適用されているシンガポールへの輸出に取り組む食肉販売事業者を対象に、モデル事業を構築していくものである。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	飛騨牛宅配輸出モデル構築支援事業費補助金
補助事業者（団体）	動物検疫所から簡易検疫証明書が交付されている事業者 （理由） シンガポールへの簡易輸出制度が適用されている
補助事業の概要	（目的） コロナ禍における新たな流通モデルを活用した宅配輸出の取組みを支援する （内容） 宅配輸出モデル構築に必要なテスト輸出、現地PR、受注体制構築、輸出定着・拡大に必要な経費を支援する
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） 定率補助（1/2） （理由） コロナ禍における新たな流通体制を構築するためには新たな費用が発生し、輸出への取組みは、県の農業支援対策の一環であり、積極的に取り組もうとする事業者への支援が必要
補助効果	事業者数の拡大及び宅配輸出量の増加
終期の設定	終期5年度 （理由） 3年以内に、宅配輸出の定着・拡大を図る。

（事業目標）

・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか

宅配輸出を定着・拡大し、新たな事業者の拡大しつつ、シンガポールに加え適用国の拡大を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R元年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 飛騨牛の宅配輸出事業者数（件）	0件		2件

	R3年度 (要求)				
補助金交付実績	(要求額) 3,000千円				
指標①目標	2件				
指標①実績	(推計値) 2件				
指標①達成率	(推計値) 100%				

(前年度の成果)

--

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none">・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 新たな流通モデルとして、宅配輸出が軌道に乗るまで支援が必要である。 また、シンガポール以外の国・地域にも宅配輸出が適用できるよう国へ要望していかなければならない。
--

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い △ : 必要性が低い	
(評価) ○	お土産としての輸出がストップしており、回復の目途が立っていない中で、新たな流通モデルである宅配輸出への支援策は必要が高い。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている △ : 向上の余地がある	
(評価)	

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止 (理由)
